

議案第26号

所沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例制定について

所沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例を別記のとおり制定する。

令和7年 2月18日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正
を行うため、本案を提案するものである。

所沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

所沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。